

長期優良住宅建築等計画認定申請手数料 一覧表

単位：円

		手数料の額		備考
長期優良住宅建築等計画認定の申請をする場合の手数料	適合証あり	1件につき	A	
	適合証なし	1件につき	B	
長期優良住宅建築等計画認定の変更申請をする場合の手数料	適合証あり	1件につき	A/2	50円の端数がある場合は、これを切り捨てる。
	適合証なし	1件につき	B/2	
法第6条第2項の申出をして、長期優良住宅建築等計画認定申請をする場合の手数料	適合証あり	1件につき	A+C	
	適合証なし	1件につき	B+C	
法第8条第2項の規定により準用される法第6条第2項の申出をして、長期優良住宅建築等計画変更認定の申請をする場合の手数料	適合証あり	1件につき	A/2+C	50円の端数がある場合は、これを切り捨てる。
	適合証なし	1件につき	B/2+C	
譲受人を決定した場合における長期優良住宅建築等計画変更認定申請の手数料	1件につき		3,000	
長期優良住宅建築等計画認定地位承継承認申請の手数料	1件につき		3,000	

単位：円

		A	B	C	
【一戸建ての住宅】		1戸につき	11,200	49,000	K
【共同住宅又は長屋】 申請住戸が属する 共同住宅等の 床面積の合計	500㎡以下	1戸につき	4,700	4,700 + 97,000 /n	K/n
	500㎡超 1,000㎡以下	1戸につき	4,100	4,100 + 153,000 /n	K/n
	1,000㎡超 2,500㎡以下	1戸につき	3,000	3,000 + 309,000 /n	K/n
	2,500㎡超 5,000㎡以下	1戸につき	2,600	2,600 + 566,000 /n	K/n
	5,000㎡超 10,000㎡以下	1戸につき	2,300	2,300 + 979,000 /n	K/n
	10,000㎡超	1戸につき	2,100	2,100 + 1,695,000 /n	K/n
	備考			nは、申請住戸及びその住戸の属する共同住宅等の当該申請と同時に申請をする他の住戸をあわせた全体戸数とする。 Bの額は、100円未満の端数を切り捨てた額とする。	Kは、一戸建て住宅については、当該住宅に、共同住宅等の住戸については、当該共同住宅等に係る建築確認申請手数料の額とする。 Cの額は、100円未満の端数を切り捨てた額とする。